

検討対象河川水域の水域類型指定の見直しについて

1. 見直しに当たっての考え方

平成6年の行政監察における見直し勧告を受けて、国が類型指定することとされている32河川108水域を対象に、当初の水域類型指定以降の水質及び利水状況等の変化を考慮して、以下の考え方で順次見直しを行ってきた。

(1) 利水状況が水域類型と整合していない河川水域

当該水域の現在の利用目的に照らして不整合が生じている水域については、適切な類型に見直しを行う。

具体的には、国指定の全水域の利用状況を、将来展望を含めて都道府県から聴取し、現在のあてはめとの不整合が見られる水域については、地元の意向も踏まえつつ、あてはめ見直しを行う。

(2) 現在の水域類型よりも上位の類型の基準値を達成している河川水域

水質が改善したこと等によって、上位類型を達成している河川水域については、水域維持の考え方により見直しを行う。

具体的には、現行の施策を継続的に実施することにより、上位の類型の基準値を達成することが見込まれる場合には、上位類型へのあてはめ見直しを行う。

2. これまでの見直しの経緯

(1) 利水状況が水域類型と整合していない河川水域

平成6年度から実施したの「類型指定状況実態把握調査」により、5河川の6水域が整合していないことが判明したことから、これらの水域を対象に詳細な情報を整理し、これまで、平成10年及び13年に計5水域(4河川)の見直しを終了している。

(2) 現在の水域類型よりも上位の類型の基準値を達成している河川水域

候補となる水域として、上位類型を達成している期間が、A類型の水域については原則10年、B以下の類型は原則5年以上連続していることを要件としたところ、10河川の11水域が候補水域とされた。

これらの候補水域について、順次、水質データ等の整理を行い、将来の汚濁負荷の予測に基づく水質予測を行ったうえで、平成13年及び14年に計7水域(6河川)の見直しを終了している。

3. 今回の見直し対象河川水域

これまで見直しを行うこととされた水域であって、見直しを了していない水域のすべてを対象として、検討を行う。

(1) 利水状況が水域類型と整合していない河川水域

綾瀬川下流

本水域の現行のあてはめはE類型である。漁業の実態はなく、水道等の利水もないことから、利用目的に該当するものは環境保全のみである。

したがって、利用状況とは整合しているが、内水面漁業権（埼玉県東部漁業協同組合）が設定されていることから、見直しの対象となったものである。

水質の状況を見ると、急速に水質が改善しており、BOD75%値で見た場合、E類型を達成しD類型相当になってきている。しかしながら、水産利用のあるC類型達成のレベルに達するにはまだ時間がかかることが予想される。

以上を踏まえると、本水域は長期的には、さらに上位の類型を目指すべきであるが、水質改善措置についてさらに定量化に向けた検討を行うこととし、当面はE類型のままとすることでやむをえないものと考えられる。

(綾瀬川下流の水質の状況)

基準点名	都道府県	水域類型	達成期間	水質（BOD75%値）							
				H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12
内匠橋	東京	E	八	22.0	15.0	14.0	15.0	11.0	10.0	7.5	7.1

(2) 現在の水域類型よりも上位の類型の基準値を達成している河川水域

淀川下流(2)

基準点名	都道府県	水域類型	達成期間	水質 (BOD75%値)							
				H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12
伝法大橋	大阪	D	イ	3.0	6.6	3.2	3.2	4.5	3.9	3.7	4.2

淀川下流(2)については大阪湾燐窒素見直しに係る大阪湾流入負荷量(現況・将来)負荷量を基本として現況及び将来の負荷量の推計を行う。年次の補正については社会統計指標を基に概括的に推計する。

信濃川下流

基準点名	都道府県	水域類型	達成期間	水質 (BOD75%値)							
				H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12
帝石橋	新潟	B	ロ	1.7	3.2	1.4	1.4	1.4	1.3	1.2	1.0

信濃川下流については実測に基づく過去の流入負荷量及び流域の発生負荷に関連する社会統計指標から将来負荷を統計的に概算推計するモデルを作成し、流域に係る自治体の将来のフレームに基づいて将来予測を行う。

神流川

基準点名	都道府県	水域類型	達成期間	水質 (BOD75%値)							
				H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12
神流川橋	埼玉	B	イ	1.7	1.5	1.3	1.9	1.3	0.7	0.8	1.2

と同様の考え方による。

相模川下流

基準点名	都道府県	水域類型	達成期間	水質 (BOD75%値)							
				H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12
馬入橋	神奈川	C	イ	2.5	3.1	2.2	2.8	2.1	2.3	2.2	2.0

・ と同様に作業を進めるが、同水系の相模湖、津久井湖及び宮が瀬ダム貯水池(県指定)と併せて作業を行うこととする。

(参考資料)

国指定河川水域の水域類型指定見直し状況

水域の区分		水域数	備考	
国指定水域		32河川 108水域	環境基本法第16条2の政令で定める水域	
見直し検討対象水域	利水状況が指定類型と整合していない河川水域	見直し済み	10年6月告示：中川下流、荒川下流(2) 13年3月告示：多摩川中・下流、猪名川下流(1)、猪名川下流(2)	
		今回検討	1河川 1水域 綾瀬川下流	
	現状で上位類型の環境基準を安定して満足している河川水域 原則A類型は10年、B以下の類型は5年以上連続して上位類型達成の水域	見直し済み	6河川 7水域	13年3月告示：神崎川 14年6月告示：阿武隈川中流(1)、阿賀野川(2)、木曾川下流、長良川下流、揖斐川(2)及び(3)
		今回検討	4河川 4水域	神流川(3)、相模川下流、信濃川下流、淀川下流
当面見直しの必要がない水域		17河川 91水域	利水状況が指定類型と整合しており水質が概ね環境基準値レベルで推移している河川水域	